



発行 新潟県

第 22 号

平成28年3月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 7 新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則（農業総務課）
- 8 新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則（農業総務課）

告 示

- 331 私立学校振興助成法に基づく学校法人が知事に届け出る監査報告書に係る監査事項の指定（大学・私学振興課）
- 332 救急病院等の申出撤回（医務薬事課）
- 333 保安林の指定解除予定（治山課）
- 334 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 335 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 336 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 337 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 338 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 339 換地処分（農地整備課）
- 340 換地処分の届出（農地整備課）
- 341 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 342 基本測量の終了通知（監理課）
- 343 基本測量の終了通知（監理課）
- 344 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 345 道路の区域変更（道路管理課）
- 346 道路の区域変更（道路管理課）
- 347 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 技能検定の合格者の発表（職業能力開発課）

選挙管理委員会告示

- 10 個人演説会等を開催することのできる施設の指定、異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 11 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）

教育委員会告示

- 4 新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程の一部改正（義務教育課）
- 5 新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程の一部改正（義務教育課）

規 則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第7号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則(平成12年新潟県規則第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「削除別表号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び削除別表号を除く。)を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第6条、第9条関係)		別表(第6条、第9条関係)	
機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)	機 械 器 具 等	使 用 料 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具 (1)～(8) (略)	(略)	1 製造機器及び製造器具 (1)～(8) (略) <u>(9) 超高温瞬間殺菌装置</u>	(略) <u>980円</u>
2 分析機器及び分析器具 (1) 高性能アミノ酸分析装 置 (2)～(6) (略)	<u>3,110円</u> (略)	2 分析機器及び分析器具 (1) 高性能アミノ酸分析装 置 (2)～(6) (略)	<u>2,200円</u> (略)
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第8号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則(平成12年新潟県規則第103号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)	機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具 (1)～(3) (略)	(略)	1 製造機器及び製造器具 (1)～(3) (略)	(略)
(4) <u>削除</u>		(4) <u>ロータリーオープン</u>	260円
(5)～(11) (略)	(略)	(5)～(11) (略)	(略)
(12) <u>削除</u>		(12) <u>真空麵帯機</u>	270円
(13)～(41) (略)	(略)	(13)～(41) (略)	(略)
2 分析機器及び分析器具 (1)～(6) (略)	(略)	2 分析機器及び分析器具 (1)～(6) (略)	(略)
(7) <u>削除</u>		(7) <u>酵素反応物・機能性ペ プチド抽出分析装置</u>	550円
(8)～(13) (略)	(略)	(8)～(13) (略)	(略)
(14) <u>マルチタイプ I C P 発光分光分析装置</u>	1,810円		
(15) <u>マイクロ波試料前処 理装置</u>	300円		
(16) <u>食物繊維自動抽出装 置</u>	1,890円		
(17) <u>油脂成分自動抽出処 理装置</u>	410円		
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第331号

私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年度の監

査報告書から適用する。

私立学校振興助成法の規定に基づく監査事項の指定（昭和51年12月新潟県告示第1782号及び昭和53年12月新潟県告示第2641号）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

◎新潟県告示第332号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する申出の撤回があった。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称及び所在地
中条病院
十日町市中条己2941番地
- 2 申出の撤回年月日
平成28年3月31日

◎新潟県告示第333号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県三島郡出雲崎町大字稲川字池ノ尻1149の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
廃棄物処理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び出雲崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三条市の三条土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年3月18日

新潟県三条地域振興局長

- 1 就 任

理事	三条市栗林 758 番地 2	羽生 俊昭 (理事長)
〃	〃 東鱈田 1437 番地	小林 七一郎
〃	〃 金子新田甲 491 番地	神子島 正芳
〃	〃 月岡三丁目 2 番 27 号	高橋 優
〃	〃 西大崎三丁目 21 番 7 号	馬場 傳策
〃	〃 井栗一丁目 38 番 38 号	田邊 稔
〃	〃 鶴田四丁目 1 番 15 号	土田 初
〃	〃 塚野目六丁目 7 番 18 号	佐藤 義則
〃	〃 牛ヶ島 1 番 25 号	外山 丈夫
〃	〃 上野原 547 番地 1	吉川 博幸
〃	加茂市大字下条甲 3 番地	小柳 寛作
〃	〃 大字天神林 2351 番地の 1	五十嵐 金一
〃	三条市上保内丁 63 番地	渋谷 栄一

監事	三条市西中 1593 番地	神子島 新一
〃	〃 井栗三丁目 4 番 3 号	横山 茂樹

就任年月日 平成 28 年 3 月 6 日

2 退任

理事	三条市栗林 758 番地 2	羽生 俊昭 (理事長)
〃	〃 東鱈田 1437 番地	小林 七一郎
〃	〃 南入蔵 2 番地	武田 勝夫
〃	〃 月岡三丁目 17 番 20 号	刈谷 和雄
〃	〃 西大崎三丁目 21 番 7 号	馬場 傳策
〃	〃 塚野目六丁目 7 番 18 号	佐藤 義則
〃	〃 鶴田四丁目 1 番 15 号	土田 初
〃	〃 井栗一丁目 38 番 38 号	田邊 稔
〃	〃 西潟 6 番 1 号	鶴巻 純一
〃	〃 上保内丙 1271 番地	大橋 正臣
〃	加茂市大字下条甲 3 番地	小柳 寛作
〃	〃 大字天神林 2351 番地の 1	五十嵐 金一
〃	三条市上野原 547 番地 1	吉川 博幸
監事	三条市西中 1593 番地	神子島 新一
〃	〃 井栗三丁目 4 番 3 号	横山 茂樹

退任年月日 平成28年3月5日

◎新潟県告示第335号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年3月18日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事	佐渡市畑野甲 794 番地	渡邊 敏夫 (理事長)
〃	〃 上横山 719 番地 1	掃部 利久
〃	〃 千種乙 446 番地 1	本間 清一
〃	〃 吉井本郷 293 番地 1	田中 吉昭
〃	〃 下新穂 131 番地 3	森田 義人
〃	〃 大小 539 番地	須田 久昭
〃	〃 西三川 1046 番地	島倉 武昭
〃	〃 羽茂本郷 1176 番地	北島 敬司
〃	〃 小木町 1940 番地 39	中川 忠夫
〃	〃 吉井本郷 404 番地	脇野久三郎
監事	〃 千種甲 524 番地	清水 明
〃	〃 上新穂 542 番地	末武 正義

就任年月日 平成 28 年 3 月 7 日

2 退任

理事	佐渡市新穂北方 1058 番地 1	相田 邦夫 (理事長)
〃	〃 上横山 719 番地 1	掃部 利久
〃	〃 中興乙 900 番地	江口謙二郎
〃	〃 吉井本郷 293 番地 1	田中 吉昭
〃	〃 畑野甲 794 番地	渡邊 敏夫
〃	〃 大小 539 番地	須田 久昭
〃	〃 西三川 1046 番地	島倉 武昭

〃	〃	羽茂本郷 1176 番地	北島 敬司
〃	〃	小木町 1940 番地 39	中川 忠夫
〃	〃	吉井本郷 404 番地	脇野久三郎
監事	〃	飯持 40 番地	猪股 孝一
〃	〃	上新穂 542 番地	末武 正義
退任年月日	平成 28 年 3 月 6 日		

◎新潟県告示第336号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営長嶺地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成28年3月22日から平成28年4月18日まで
- 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第337号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営五日市・内方地区区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成28年3月22日から平成28年4月18日まで
- 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第338号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営吉井地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成28年3月22日から平成28年4月18日まで

3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、新潟市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業満日地区に係る換地処分をした。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第340号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第3項の規定により、村山昭一ほか3名から区画整理事業上川手地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成28年3月18日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成28年3月18日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	八竜下	農業用排水施設整備（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」）事業	平成28年2月5日

◎新潟県告示第342号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間 平成27年5月7日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域 十日町市

◎新潟県告示第343号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間 平成27年6月15日から平成28年2月29日まで

3 作業地域 新潟市、長岡市、柏崎市、阿賀野市

◎新潟県告示第344号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成28年3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 起業者の名称

燕市

2 事業の種類

（仮称）燕市観光交流センター（道の駅）建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

燕市大曲字川原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

（仮称）燕市観光交流センター（道の駅）建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な用地の先行取得を県央土地開発公社に委託し、同公社は平成27年度の事業計画において本件事業用地の取得に係る予算措置を講ずるとともに、起業者はこれに対する債務保証を行っている。また、起業者及び同公社は、本件事業に必要な経費について、来年度以降も予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

燕市では、速い速度で進行する人口減少に対応するため、また、市の基幹産業である金属製品製造・加工業の振興のため、平成27年度に「燕市県央大橋西詰周辺地域整備基本計画」を策定した。県央大橋西詰周辺地域は、北陸自動車道三条燕インターチェンジ及び上越新幹線燕三条駅に近く、「市の玄関口」といえる位置にあり、さらに県内屈指の誘客を誇る寺泊や弥彦などの観光名所の通過点にあるが、現在、その有利な立地条件にも関わらず観光客数は低迷しており、市にとって経済的に大きな機会損失をもたらしている。本件事業は、この地域にある市の産業振興のシンボルである燕市産業史料館（以下「産業史料館」という。）の隣接地に観光交流拠点を整備し、地域内外からの交流人口や応援人口を増大させ、地域経済の活性化を図ることを目的としている。

本件事業は、「道の駅」への登録を前提として、観光コンシェルジュを配置するなどの観光情報発信機能や、燕市産の金属加工製品の魅力をPRするための体験・交流機能を持たせるなど、ものづくり産業を市の観光産業へと導く基盤となるものである。本件事業の実施により、産業史料館と連携してこの地域全体の集客力を飛躍的に向上させる効果が期待され、また、観光情報発信基地として市内の近隣の観光施設へ来訪客を誘導するなど、市の交流人口や応援人口の増加に寄与し、燕市全体の経済活性化が期待されることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業による周辺環境への影響として、起業地の近隣建物への騒音等が懸念されるが、緑地帯の整備により環境保全に努め、定期的なパトロールによりその影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく保護のための特別な措置を講ずるべき文化財や鳥獣は見受けられず、農地についても農用地区域外であることから支障ない旨、市の担当課からそれぞれ回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、観光交流拠点として不特定多数の利用者が来訪することから、安全性や利便性を確保できること、産業史料館との連携や一体感が創出できること等を条件に2箇所を選定し、経済的条件等も考慮して比較検討した結果、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、先に述べた「燕市県央大橋西詰周辺地域整備基本計画」や市の総合計画の審議過程で、市民から要望がでており、また、平成32年の東京オリンピックに向け、世界的な知名度がある燕市の金属加工製品をPRする好機であり、外国人観光客のためのインバウンド対応も急がれることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

燕市役所企画財政部企画財政課

◎新潟県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上塩栃尾線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市入塩川字大フナ2441番1から	新	8.7～12.6メートル	20.3メートル
同市入塩川字大フナ2439番1まで	旧	8.7～12.6メートル	20.3メートル

◎新潟県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 入塩川上樋出線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市入塩川字大フナ 801 番 1 から	新	3.4~13.2メートル	205.5メートル
同市入塩川字坂ノ沢835番まで	旧	3.3~5.8メートル	209.8メートル

◎新潟県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 入塩川上堰出線
- 2 供用開始の区間
長岡市入塩川字大フナ801番1から同市入塩川字坂ノ沢835番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 3月18日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子データ等作成業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年 3月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 案件の名称
電子データ等作成業務
 - (2) 案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期限
平成33年 5月31日（月）
 - (4) 履行場所
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 平成28年 3月18日(金)から平成28年 3月24日(木)まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎4階
新潟県総務管理部情報政策課管理調整係
 - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年 4月5日(火) 午前11時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎16階入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
 - (3) 競争入札に係る指名停止処分期間中でないこと。

- (4) 5に定めるところにより、入札参加申請書等を提出している者であること。
- (5) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成28年3月18日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加申請書等を作成し、提出しなければならない。

なお、契約担当者（新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第35条第1項に定める契約担当者をいう。）から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

この場合において、以下により競争入札参加申請書等を提出しなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成28年3月30日（水） 午前9時から午後5時15分まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎4階
新潟県総務管理部情報政策課管理調整係
- ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 通知日時 平成28年4月1日（金） 午前10時から午後4時まで
- イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封筒の上、5に定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める日の前日（新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。）の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる電子データ等作成業務料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額を入札書に記載すること。その他は入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他は入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 財務規則第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる電子データ等作成業務に係るものをいう。）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 暴力団等の排除

ア 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称（仮称）バロー上越寺店

所在地 上越市寺157番地2外

設置者 株式会社バローホールディングス

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成27年11月6日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年3月18日から平成28年4月18日まで

技能検定の合格者の発表について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項、第46条第2項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により実施した平成27年度後期技能検定の追加合格者は、次のとおりである。

平成28年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

等級 検定職種（作業名）

受検番号

2級

電気機器組立て

（シーケンス制御作業）

A甲0004

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成28年3月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
長崎地区多目的共同利用施設	上越市大潟区長崎58番地1	多目的ホール	85.90	平成28年3月2日

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容異動年月日
須川地域生涯学習センター	上越市安塚区須川9005番地	体育館	454.40 (旧529.00)	平成28年3月2日
七ヶ地区コミュニティセンター	上越市柿崎区金谷428番地1	大会議室及び小会議室 (旧会議室)	33.10 (旧19.40)	
		集会室	122.90	

3 指定を取り消した施設

施設の名	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
高住多目的研修センター	上越市大字高住996番地1	多目的ホール	132.00	平成28年3月2日
上越市柿崎上中山体育館	上越市柿崎区上中山550番地	体育館	448.00	

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成28年3月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
木戸コミュニティセンター	新潟市東区中山4丁目2番6号	集会室	103.90	平成28年3月10日
		洋室1及び2	101.60	
		和室1及び2	92.60	
		(旧和室、集会室)	(旧72.60、 103.90)	

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県公立小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月18日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(再任用)</p> <p>第22条 教職員の再任用は、希望する者の中から選考により行うものとする。</p> <p>2 再任用者の職名は、<u>校長</u>、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭、栄養主査、<u>学校栄養職員</u>、<u>事務主幹</u>、主査、主任及び主事とする。</p> <p>(別記様式)</p> <p>辞令書</p> <p>(略)</p> <p>辞令書記入要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III (発令事項)欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>1~18 (略)</p> <p>19 再任用</p> <p>(1) <u>校長に再任用する場合</u></p> <p><u>(市町村)公立学校校長に再任用する</u></p> <p><u>(市町村)立(〇〇小・中・特別支援)学校長に補する</u></p> <p><u>教育職(二)4級に決定する</u></p> <p><u>平成 年 月 日から</u></p> <p><u>期間</u></p> <p><u>平成 年 月 日まで</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>注 特別支援学校の場合</p>	<p>(再任用)</p> <p>第22条 教職員の再任用は、希望する者の中から選考により行うものとする。</p> <p>2 再任用者の職名は、教諭、講師、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、<u>栄養主査</u>、<u>学校栄養職員</u>、<u>主査</u>、<u>主任</u>及び<u>主事</u>とする。</p> <p>(別記様式)</p> <p>辞令書</p> <p>(略)</p> <p>辞令書記入要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III (発令事項)欄の記入</p> <p>(略)</p> <p>1~18 (略)</p> <p>19 再任用</p> <p>(1) (略)</p> <p>注 特別支援学校の場合、<u>給料表を教育職(二)</u></p>

<p>校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>事務主幹、主査、主任又は主事に再任用する場合</u> (略)</p> <p>注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇勤務)」を加える。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>IV (略)</p>	<p>から教育職(一)におきかえる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>主査、主任又は主事に再任用する場合</u> (略)</p> <p>注 (1)から(3)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇勤務)」を加える。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>IV (略)</p>
--	--

◎新潟県教育委員会告示第5号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月18日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(福利厚生)</p> <p>第19条 臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第20条 <u>削除</u></p>	<p>(福利厚生)</p> <p>第19条 臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。<u>ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(給与の特例)</p> <p>第20条 <u>平成19年新潟県中越沖地震による被災の状況を考慮して新潟県教育委員会が別に定める職員以外の職員に係る平成20年4月1日から同年5月31日までの間の給料月額、第8条及び第9条の規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められた額から当該額に100分の3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。</u></p>